

ご契約にあたっての注意事項

ご契約前に
本書面を

必ずご確認ください!

ご契約になる内容を十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。

本書面に記載のない事項については、低圧特別約款（基本契約要綱）および低圧特別約款（料金表）によります。低圧特別約款（基本契約要綱）および低圧特別約款（料金表）は右記よりご確認くださいませ。

アクセスはこちらから▶▶▶▶

北陸電力 低圧特別約款 検索

<https://www.rikuden.co.jp/yakkan/sentaku150501.html>



電気料金の計算方法

$$\text{電気料金} = \begin{cases} \text{基本料金} \\ \text{または} \\ \text{基本使用料金等} \end{cases} + \text{ご使用量(kWh)} \times \text{電力量料金単価} \pm \text{ご使用量(kWh)} \times \text{燃料費調整単価} + \text{ご使用量(kWh)} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}$$

※このご案内に掲載の電気料金メニューは、燃料費調整単価の変動幅に上限がありませんので、燃料価格が著しく高騰した場合には、これに伴い燃料費調整額が高くなります。

燃料費調整単価の算定方法

- 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭それぞれの3か月の貿易統計にもとづき、平均燃料価格を算定します。
- 算定した平均燃料価格と燃料費調整の基準となる基準燃料価格（79,800円/kl）との差額および平均燃料価格が1,000円変動した場合の基準単価（16銭5厘/kWh）にもとづき、以下の算式で燃料単価を算定します。

平均燃料価格が79,800円/klを上回る場合（プラス調整）

$$\text{燃料費調整単価 (円/kWh)} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{16\text{銭}5\text{厘}}{1,000}$$

平均燃料価格が79,800円/klを下回る場合（マイナス調整）

$$\text{燃料費調整単価 (円/kWh)} = (79,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{16\text{銭}5\text{厘}}{1,000}$$

※燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページでご確認ください。

※ecoシフト割引特約の場合、基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計額から、割引対象電力量に応じて電気料金を割引します。

※節電とくとく電灯・節電とくとくプランの場合、基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計額から、節電電力量に応じて電気料金を割引します。

電気料金メニューごとの電気料金単価は **A 電気料金メニューのご案内** をご確認ください。

その他費用のご負担について

それぞれの項目の詳細は **B ご契約に関する重要事項** の該当の番号をご覧ください。

「各種手数料」に関する内容について

➔ 11

「工事費等の負担」に関する内容について

➔ 12

「ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算」に関する内容について

➔ 13

「期中解約金（使っておくとくライトにご加入の方のみ対象）」に関する内容について

➔ 14

A 低圧特別約款 電気料金メニューのご案内

※電気料金単価(消費税等相当額を含む)を円単位で記載しております。

使っておくとくライト

	料金の区分	単位	料金単価
基本使用料金	3kVA まで	1契約	4,325.50
	3kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	302.50
電力量料金	120kWhをこえる	1kWh	35.75

従量電灯ネクスト

【契約電流が5アンペアの場合】

	料金の区分	単位	料金単価
最低料金(最初の8kWh まで)		1契約	315.39
電力量料金(8kWhをこえる)		1kWh	30.82

【契約電流が10アンペア以上60アンペア以下の場合】

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10アンペア	1契約	302.50
	15アンペア	〃	453.75
	20アンペア	〃	605.00
	30アンペア	〃	907.50
	40アンペア	〃	1,210.00
	50アンペア	〃	1,512.50
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.82
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	34.71
	300kWhをこえる	〃	36.42
最低月額料金		1契約	302.50

【契約容量が6kVA 以上の場合】

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金		1kVA	302.50
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.82
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	34.71
	300kWhをこえる	〃	36.42

需要抑制割引型電灯(節電とくとく電灯) ※ほくリンク会員限定

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10アンペアまたは1kVAにつき	1契約	302.50
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.82
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	34.71
	300kWhをこえる	〃	36.42
節電割引額	節電電力量1kWhにつき	1kWh	132.00

季節別時間帯別電灯[夜間12時間型](くつろぎナイト12) / 需要抑制割引特約(節電とくとくプラン) ※ほくリンク会員限定

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10kVAまで	1契約	2,255.00
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	302.50
電力量料金	昼間時間(夏季料金)	1kWh	39.87
	昼間時間(その他季料金)	〃	39.87
	ウィークエンド時間	〃	33.80
	夜間時間	〃	26.98
	需要抑制割引特約(節電とくとくプラン)		
節電割引額	節電電力量1kWhにつき	1kWh	198.00

- ・【平日】昼間時間：8～20時・夜間時間：20～8時
- ・【土日祝日】ウィークエンド時間：8～20時・夜間時間：20～8時
なお、土日祝日は、当社の定める低圧特別約款によります。
- ・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

ecoシフトチェンジ ※デマンドレスポンスサービス加入者限定 ecoシフト割引特約 ※ecoシフトチェンジ加入者・ほくリンク会員限定

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10kVAまで	1契約	2,255.00
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	302.50
電力量料金		1kWh	31.98
ecoシフト割引特約			
ecoシフト割引額	割引対象電力量1kWhにつき	1kWh	5.00

高負荷率電灯

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10kVAまで	1契約	17,545.00
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	1,710.50
電力量料金	夏季料金	1kWh	30.80
	その他季料金	〃	30.80

・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

低圧電力ネクスト

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金		1kW	1,226.50
電力量料金	夏季料金	1kWh	26.08
	その他季料金	〃	25.02

・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

低圧電力II

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金		1kW	1,050.50
電力量料金	夏季料金	1kWh	32.21
	その他季料金	〃	32.21

・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

低圧季節別時間帯別電力

	料金の区分	単位	料金単価
基本料金	10kWまで	1契約	14,685.00
	10kWをこえる1kWにつき	1kW	1,468.50
電力量料金	ピーク時間	1kWh	23.97
	その他時間	〃	23.97

・ピーク時間：夏季(7/1～9/30)の13～16時
・その他時間：ピーク時間以外の時間

ホワイトプラン電力(24時間通電型)

	料金の区分	単位	料金単価
III 基本料金	最初の3月まで1月につき	1kW	2,128.50
	3月をこえる1月につき	〃	665.50
電力量料金		1kWh	26.61
IV 基本料金	最初の3月まで1月につき	1kW	1,259.50
	3月をこえる1月につき	〃	577.50
電力量料金		1kWh	40.84

●新規加入停止メニューについて

・エルフナイト8・エルフナイト10・エルフナイト10プラス, エルフSプラン・エルフVプラン・エルフVあったかプラン, 深夜電力 A・B・C・D, ホワイトプラン電力 I / II / III / IV, ホワイトプラン電力(24時間通電型) I / II については, すでに新規ご加入を停止しているため, 現行の電気料金メニューからの変更や割引プランの変更はできません。

時間帯別電灯(エルフナイト8)

料金の区分		単位	料金単価	
基本料金	6kVA以下の場合	1契約	1,573.00	
	6kVAをこえ10kVAまで	〃	2,255.00	
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	302.50	
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1kWh	35.24
		90kWhをこえ230kWhまで	〃	40.46
		230kWhをこえる	〃	41.63
	夜間時間	〃	24.68	

・昼間時間：7～23時 ・夜間時間：23～7時

季節別時間帯別電灯I(エルフナイト10)

料金の区分		単位	料金単価	
基本料金	10kVAまで	1契約	3,685.00	
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	368.50	
電力量料金	昼間時間	夏季料金	1kWh	35.55
	時間	その他季料金	〃	35.55
	夜間時間	〃	26.63	
割引プラン	エルフVプラン(200ボルト電化契約) 電力量料金を5%(昼間)/5%(夜間)割引 [割引上限額6,000円/月]			
	エルフVあったかプラン(200ボルト電化契約) 12～4月分の電力量料金※を10%(昼間)/10%(夜間)割引 [割引上限額15,000円/月]			
	エルフSプラン(電化給湯厨房契約) 電力量料金を1%割引[割引上限額2,000円/月]			

※毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの電力量料金

・昼間時間：8～22時 ・夜間時間：22～8時

・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

季節別時間帯別電灯II(エルフナイト10プラス)

料金の区分		単位	料金単価	
基本料金	6kVA以下の場合	1契約	1,573.00	
	6kVAをこえ10kVAまで	〃	2,255.00	
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	302.50	
電力量料金	昼間時間	夏季料金	1kWh	42.01
		その他季料金	〃	42.01
	朝夕時間	〃	36.16	
	夜間時間	〃	26.63	
割引プラン	エルフVプラン(200ボルト電化契約) 電力量料金を5%(その他季昼間および朝夕)/ 5%(夜間)割引[割引上限額6,000円/月]			
	エルフVあったかプラン(200ボルト電化契約) 12～4月分の電力量料金※を10%(昼間および朝夕)/ 10%(夜間)割引[割引上限額15,000円/月]			
	エルフSプラン(電化給湯厨房契約) 夏季昼間時間を除く電力量料金を1%割引 [割引上限額2,000円/月]			

※毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの電力量料金

・【平日】朝夕時間：8～10時・17～22時 ・昼間時間：10～17時
・夜間時間：22～8時

・【日祝日】朝夕時間：8～22時 ・夜間時間：22～8時

なお, 日祝日は, 当社の定める低圧特別約款によります。

・夏季：7/1～9/30 ・その他季：10/1～6/30

深夜電力

料金の区分		単位	料金単価
A		1契約	2,599.97
B	基本料金	1kW	324.50
	電力量料金	1kWh	24.68
C	基本料金	1kW	346.50
	電力量料金	1kWh	26.63
D	基本料金	1kW	291.50
	電力量料金	1kWh	24.08

ホワイトプラン電力

料金の区分		単位	料金単価	
I	基本料金	最初の2月まで1月につき	1kW	1,358.50
		2月をこえる1月につき	〃	544.50
	電力量料金	1kWh	25.64	
II	基本料金	最初の2月まで1月につき	1kW	500.50
		2月をこえる1月につき	〃	280.50
電力量料金	1kWh	33.22		
III	基本料金	最初の3月まで1月につき	1kW	2,128.50
		3月をこえる1月につき	〃	665.50
電力量料金	1kWh	26.39		
IV	基本料金	最初の3月まで1月につき	1kW	1,259.50
		3月をこえる1月につき	〃	577.50
電力量料金	1kWh	40.61		

ホワイトプラン電力(24時間通電型)

料金の区分		単位	料金単価	
I	基本料金	最初の2月まで1月につき	1kW	1,358.50
		2月をこえる1月につき	〃	544.50
	電力量料金	1kWh	25.87	
II	基本料金	最初の2月まで1月につき	1kW	500.50
		2月をこえる1月につき	〃	280.50
電力量料金	1kWh	33.44		

B ご契約に関する重要事項

ご契約の申込み等について

1. ご契約の申込み(新規・変更・廃止)

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ低圧特別約款(基本契約要綱)(以下「要綱」といいます。)およびお客さまが適用を受ける低圧特別約款(料金表)(以下「料金表」といいます。)を承認し、かつ、富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)、岐阜県の一部を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件(以下「託送供給等約款等」といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等により申込を受け付けることがあります。
- (2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付(以下「書面の交付」といいます。)に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等(以下「電磁的方法」といいます。)によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (3) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾した時に成立いたします。ただし、当社と当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にかかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (4) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)および(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号口に定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 当社からの申出による契約の解約等

- (1) 当社は、要綱の定めにもとづき、お客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、当社に上記1(3)の通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合は、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

供給電圧、周波数および契約電力について

5. 供給電圧および周波数

供給電圧は標準電圧100Vまたは200V、周波数は標準周波数60Hzといたします。

6. 契約電流・契約容量・契約電力

お客さまが適用を受ける要綱に定める算定方法により得た値といたします。

料金の算定およびご請求について

7. 検針日および使用電力量の計量

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、当該一般送配電事業者等が毎月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、あらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (2) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日の電力量計の読みと前月の検針日の電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社との協議により定めます。
- (3) (2)にかかわらず、記録型計量器により使用電力量を30分単位で計量する場合があります。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

8. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日まで、需給契約が消滅した場合は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は日割計算をいたします。

9. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。また、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、支払期日までに支払っていただきます。
- (2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて年10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けません。

10. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて「口座振替支払」「クレジットカード支払」「振込用紙支払」によりお支払いいただきます。工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、お支払いいただきます。

その他費用のご負担について

11. 各種手数料

電気料金とあわせて、次の手数料を申し受けます。

- (1) 毎月の電気料金を口座振替またはクレジットカードでお支払いのお客さまで、電気のご使用量等について、書面によるお知らせをご希望される場合、発行手数料(110円[税込]/通)をご負担いただきます。
- (2) 振込用紙でのお支払いをご希望される場合、発行手数料(220円[税込]/通)をご負担いただきます。

12. 工事費等の負担金

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

13. ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金等をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

14. 期中解約金(使っておくとくライトにご加入の方のみ対象)

- (1) お客さまが契約期間満了に先立って需給契約を廃止しようとする場合は、当社は、期中解約金(1,000円/1契約)を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。
- (2) 契約期間満了の日の前々月の応当日(契約期間満了の日に対応する日をいいます。)の翌日以降にお客さまが需給契約を廃止される場合は、(1)にかかわらず、当社は、期中解約金を申し受けません。

お客さまのご協力

15. 電気の使用にともなうお客さまのご協力

お客さまの電気の使用が、他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者等がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

16. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等(当社または当該一般送配電事業者等が委託した業者を含みます。)は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

17. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

- (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

18. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

その他

19. 違約金および設備の賠償

- (1) お客さまが料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

20. 損害賠償および債務の履行の免責

当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

21. 信用情報の共有

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

22. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、要綱および料金表を変更することがあります。この場合には、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。